

議案第118号

農業集落排水処理施設を公共下水道に統合することに伴う関係条例の整備について

農業集落排水処理施設を公共下水道に統合することに伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定めます。

令和5年12月1日提出

佐野市長 金子 裕

農業集落排水処理施設を公共下水道に統合することに伴う関係条例の整備に関する条例

(佐野市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 佐野市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成17年佐野市条例第216号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「公共下水道事業及び農業集落排水事業をいう。」を削る。

第3条第3項各号を次のように改める。

(1) 排水区域 佐野市の区域のうち、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項に規定する事業計画に定められた区域

(2) 排水人口 80,456人

(3) 1日最大処理能力 56,200立方メートル

第6条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

(佐野市農業集落排水施設受益者分担金条例及び佐野市農業集落排水処理施設条例の廃止)

第2条 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 佐野市農業集落排水施設受益者分担金条例（平成17年佐野市条例第178号）

(2) 佐野市農業集落排水処理施設条例（平成17年佐野市条例第179号）

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(佐野市農業集落排水施設受益者分担金条例の廃止に伴う経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第2条第1号の規定による廃止前の佐野市農業集落排水施設受益者分担金条例（以下「旧農集施設分担金条例」という。）によりなされた処分、手続その他の行為は、佐野市公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成17年佐野市条例第203号）の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 3 施行日前に旧農集施設分担金条例第2条に規定する受益者となった者は、佐野市公共下水道事業受益者負担に関する条例第2条第1項に規定する受益者とみなす。
（佐野市農業集落排水処理施設条例の廃止に伴う経過措置）
- 4 施行日前に第2条第2号の規定による廃止前の佐野市農業集落排水処理施設条例（以下「旧農集施設条例」という。）によりなされた処分、手続その他の行為は、佐野市下水道条例（平成17年佐野市条例第201号）の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 5 施行日前から継続して使用し、施行日以後にその使用料の支払を受ける権利が確定する旧農集施設条例第8条の規定により算定する農業集落排水処理施設の使用料については、佐野市下水道条例第17条の規定により算定する公共下水道の使用料とみなす。

理 由

農業集落排水処理施設を公共下水道に統合することに伴い、関係する条例を改正し、及び廃止し、並びに所要の規定を整備するため提案するものです。

議案第118号参考資料

佐野市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の改正案 新旧対照表

(第1条関係)

現 行	改 正 案
<p>(水道事業及び下水道事業の設置)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 都市及び農業集落の健全な発達及び公共用水域の水質の保全に資するため、佐野市下水道事業（<u>公共下水道事業及び農業集落排水事業をいう。</u>以下「下水道事業」という。）を設置する。</p> <p>(経営の基本)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 下水道事業の排水区域、排水人口及び1日最大処理能力は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>公共下水道事業</u></p> <p>ア <u>排水区域 佐野市の区域のうち、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項に規定する事業計画に定められた区域</u></p> <p>イ <u>排水人口 80,456人</u></p> <p>ウ <u>1日最大処理能力 56,200立方メートル</u></p> <p>(2) <u>農業集落排水事業</u></p> <p>ア <u>排水区域 佐野市農業集落排水処理施設条例（平成17年佐野市条例第179号）第3条に規定する処理区域</u></p> <p>イ <u>排水人口 1,660人</u></p> <p>ウ <u>1日最大処理能力 547立方メートル</u></p>	<p>(水道事業及び下水道事業の設置)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 都市及び農業集落の健全な発達及び公共用水域の水質の保全に資するため、佐野市下水道事業（以下「下水道事業」という。）を設置する。</p> <p>(経営の基本)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 下水道事業の排水区域、排水人口及び1日最大処理能力は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>排水区域 佐野市の区域のうち、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項に規定する事業計画に定められた区域</u></p> <p>(2) <u>排水人口 80,456人</u></p> <p>(3) <u>1日最大処理能力 56,200立方メートル</u></p>

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) 第243条の2の2
第8項の規定により、上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議
会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が30万円以上である
場合とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) 第243条の2の8
第8項の規定により、上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議
会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が30万円以上である
場合とする。